

情報開示のあり方等について3氏から意見聴取 ―金融審議会ディスクロージャーWG

去る9月4日、金融庁は第6回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ(座長・神作裕之・学習院大学法学部教授)を開催した。

前回(2026年6月10日号(No.1778))情報ダイジェスト(参照)に引き続き、有報の記載事項の整理やあるべき情報開示のあり方について検討された。

今回、日本IR協議会の佐藤淑子氏とノルウェー銀行インベストメント・マネジメント(NBIM)のジーニー・スタンプ氏、日本製鉄(株)の岩井尚彦氏から次のような説明・意見があり、それを踏まえて議論が行われた。

佐藤氏からは、IR活動の実態調査結果と海外企業の事例が紹介され、有報の課題として、日本市場にさらなるグローバル投資家の資金を招き入れるためにも、海外の開示制度や企業の取組みを参考にして開示の質を高めることが重要であるとした。スタンプ氏からは、日本のプライム市場上場企業(6社)の有報、CG報告書、株主総会招

集通知の分析結果を踏まえて、

「どの報告書が中核となり、それぞれ何がコンテンツとして含まれるのか、誰に向けたものなのかを明確化する」、「株主総会の招集通知に記載のある投資判断に役立つ情報を参照する形で法定開示書類に組み込む」、「企業ごとの固有のリスクの記載やリスクの程度を数値化して具体化する」、「情報の非対照性を解

会計

のれんをめぐる検討は親委員会での対応 ―ASBJ

去る9月3日、企業会計基準委員会は、第583回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。
企業会計基準諮問会議からの
テーマ提言への対応

前回親委員会(2026年9月10日号(No.1786))情報ダイジェスト(参照)で報告された第57回企業会計基準諮問会議でののれんの償却に関する課題対応のテーマ提言への対応につい

消するために日本語版と同時に有報の完全な英語版を提供する」、「サステナビリティ情報を財務諸表やMD&Aと関連づける」ことが重要であるとした。

委員の岩井氏からは、今後の開示制度の見直しにおいて、「重複開示の排除」、「既存開示のとりやめも含めたスクラップ&ビルドの徹底」、「法定開示と任意開示の適切な役割分担」、「参照方式等を活用した効率化」、「利用者の有用性と企業の実務効率性の両立」などの観点から議論を進めるべきとの意見書が提出された。

て審議された。

事務局から、(1)会計基準における償却期間および償却方法の考え方、および(2)のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しの提言の内容の検討を新規テーマとする提案がされた。

また、(1)と(2)を並行して審議し、対応の可否を審議した後に基準開発等を検討する2段階とするうえ、親委員会にて対応す

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
10月13日(火)まで (10日は土曜日、11日は日曜日および12日は祝日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和8年9月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
11月2日(月)まで (10月31日は土曜日、11月1日は日曜日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和8年8月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和8年7月期) 2カ月延長法人(令和8年6月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(8月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・2月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(8月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、5月、11月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

る方針案が示された。

委員からは賛意が聞かれた。

金融資産の減損

第261回金融商品専門委員

会（2026年9月20日号（No.1787）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融資産の減損に関する会計基準に関する審議が行われた。適用時期について①2030年4月1日以後開始年度の期首から適用、②2027年4月1日以後開始年度の期首から早期適用可とする事務局案が示された。

委員からは特段の異論は聞かれなかった。

金融商品の分類および測定

第261回金融商品専門委員

会（2026年9月20日号（No.1787）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融商品の分類・測定に関して審議された。

SPPI要件を適用した場合と同様の結果となるように、金融資産の種類ごとにFVPLで測定するように個別の定めを設

けた。委員からは、賛意が聞かれた。

国際会計

コーディフィケーション改善に関するASU案、公表

—FASB

去る9月2日、FASBは会計基準アップデート（ASU）

の公開草案「コーディフィケーションの改善」を公表した。

ける提案がされていた。この個別の定めを設ける候補の金融商品についての分析が行われた。

継続企業

前回委員会（2026年9月10日号（No.1786）情報ダイジェスト参照）に引き続き、継続企業に関する会計基準について審議が行われた。

継続企業会計基準の適用時期を、IASBのISA570「継続企業」の公表を受けて企業会計審議会監査部会で検討されている改訂監査基準の適用時期と同時期とし、20XX年X月X日「改訂監査基準の適用時期と同時期を想定している」以後終了する連結会計年度および事業年度の年度末から適用する事務局案が示された。

また、遡及適用を求めず、前記の適用年度に係る財務諸表から将来にわたって適用する等の経過措置についても提案された。

委員からは、賛意が聞かれた。

会計・監査・開示 来し方行く末

連結財務諸表の特徴③ 表示(2)

前回の「(1)連結貸借対照表」に続き、連結財務諸表の特徴として連結損益計算書を説明する。

(2) 連結損益計算書

① 表示方法

企業集団の業績を表示する連結損益計算書においては、親会社のみならず多様な事業を営む子会社等の業績も合算されているため、連結貸借対照表と同様、簡略な表示を基本としている。

② 当期純利益の帰属先

連結損益計算書の主な表示様式は次のとおりである。

「連結損益計算書」 売上高
：（省略）：
当期純利益
非支配株主に帰属する当期純利益
親会社株主に帰属する当期純利益

（ここでは大きく2つのことが表示されている。

1つは、売上高から当期純利益までの表示部分であり、ここでは企業集団の業績が表示されている。もう1つは、「非支配株主に帰属する当期純利益」と「親会社株主に帰属する当期純利益」

であり、これらは企業集団の業績を表示する「当期純利益」の帰属先を示している。

連結損益計算書においては、

当期純利益が3種類あり混乱するところがあるかもしれないが、連結と個別での大きな相違は、企業集団の業績を表示する当期純利益の帰属先を最後に示す点にある。すなわち、個別損益計算書の当期純利益は、親会社の業績を意味するため、すべて親会社株主に帰属することとなるが、連結損益計算書の当期純利益は、連結子会社に100%子会社ではない子会社を含む場合、親会社の株主にすべて帰属するわけではなく、当該子会社の外部株主に帰属する部分（親会社株主に帰属しない部分）があるため、当該部分を別途表示する必要がある。それが前記の「非支配株主に帰属する当期純利益」である。

投資家の関心の高い配当性向や1株当たり利益等の情報は親会社株主に帰属する部分に焦点を当てる必要があるため、「当期純利益」ではなく「当期純利益」の下に表示される「親会社株主に帰属する当期純利益」に基づき計算されていることに留意する

必要がある。

③ 連結特有の損益

（持分法による投資利益（投資損失））

持分法の適用は、連結財務諸表においてのみ認められている。そして、親会社と子会社が一体となつて行う事業と一歩引いた関連会社による事業は区別され、「持分法による投資利益（投資損失）」は営業外損益として表示され、営業利益を構成しないこととされている。

（負のれん発生益）

「負のれん発生益」は、企業買収等において、買収金額が被買収企業の時価純資産を下回る場合に発生する（バーゲンパーチェス）。無形固定資産に計上される「のれん」が貸方残高になつたものであるが、負債計上は認められず、全額利益計上されることによる。

なお、企業買収（子会社化）において先行取得した株式がある場合には、会計処理上、先行取得した株式をいったん売却し、その後子会社株式を再取得したとして会計処理するため、多額の負のれんと多額ののれんが同時計上される特殊な事例がたまに見受けられる。

公認会計士
市川 育義

FASBは、会計基準（Accounting Standards Codification）について、利害関係者から寄せられた提案に対応するために、継続的なプロジェクトを設けている。

本公開草案の改訂は、21の論点を対象としており、(1)現行のガイダンスの明確化、(2)誤りの訂正、または(3)軽微な改善を目的としている。

主な改訂事項

主な改訂事項は以下のとおり。

(1) 予想信用損失の見積りに関する実務的な簡便法および会計方針の選択の範囲の明確化
公開草案は、実務的な簡便法と会計方針の選択は、当該資産が企業によって組成されたものか、取得されたものかにかかわらず、流動資産と契約資産に適用されることを明確にしている。

(2) 通常の購入と通常の販売の範囲の除外
現行では、通常の購入と通常の販売（normal purchases and normal sales）についてのデリバティブの範囲からの除外規定の条件を満たすかどうかの判定は、契約締結時のみに行うと規定している。公開草案は、現行のパラグラフの改訂と新規パラグラフの追加により、①契

約が範囲の除外規定の条件を満たすかどうかの判定は、範囲除外の規定を選択した時点（契約締結時またはその後の時点）で行うことを明確にし、②条件の1つである「販売または購入した資産が、関連する原資産（related underlying）の価格修正に明確かつ密接に関連していない」の判定は、範囲除外の

規定を選択した時点（契約締結日より後になる場合を含む）でのみ要求されることを明確にしている。

適用関係

公開草案の適用日は未定であるが、「将来に向かって適用」と「遡及適用」のいずれかで適用され、早期適用できる。コメント期限は、11月19日。

国際会計

投資会社の公正価値測定に関するASU、公表—FASB

去る9月9日、FASBは会計基準アップデート（ASU）2026-03「公正価値測定（トピック820）—契約上の売却制限のある株式を保有する投資会社」を公表した。

現行の「公正価値測定（トピック820）」では、保有する株式の公正価値測定にあたり、契約上の売却制限を考慮しない。その結果、制限付き株式を保有する企業と、同じ投資先が発行した制限のない株式を保有する企業は、いずれも売却制限のない株式の市場価格に基づいて公正価値を測定することになる。

利害関係者は、現行のガイドンスによると、契約上の売却制

限が付された株式について、市場参加者が評価すると考えられる価値が公正価値測定に反映されない」と指摘していた。この懸念は、特に投資会社において強く示された。

このASUは、「金融サービス—投資会社（トピック946）」の対象となる投資会社について、株式の公正価値の測定にあたり、契約上の売却制限を考慮することを要求している。また、契約上の売却制限に起因する減少額の開示も要求している。

ASUは、2027年12月16日以降開始する年度から適用され、早期適用は認められる。

税務

青木孝徳・新長官インタビュー

—国税庁

8月に国税庁長官に就任した青木孝徳氏は、国税記者クラブとの会見に応じ、就任の抱負等を語った。

就任にあたっての抱負

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という税務行政の将来像のもとで、キャッシュレス納付の利用拡大など納税者利便のさらなる向上に加え、課税・徴収事務の効率化や高度化に努めていく。

KSK2の導入

本年から導入するKSK2（次世代型基幹システム）では、書面処理からデータ処理への転換などのデジタル活用を前提とした効率的な事務運営を推進したい。KSK2の導入に向けて、申告書等の様式変更など、官民連携を通して納税者に広く周知を図っている。



AIの活用状況と今後の取組み

過去の税務調査の事績などのデータを使用し、申告漏れのリスクをスコア化する予測モデルを構築している。KSK2の導入で利用可能なデータが増加する予定であることから、予測モデルの精度向上や生成AIなどの最新技術を活用して適正・公平な課税の実現に努めたい。

租税回避行為への対応方針

租税条約等に基づく情報交換や各種法定調査情報等を活用し、課税上問題のある納税者への税務調査を積極的に実施している。特に租税回避スキームは今年度より拡大した専担部署での対応強化のほか、税制上の課題を的確に財務省と共有するなど、国税組織を挙げて対処したい。

消費税の不正還付への対応

還付申告書の提出書類や資料情報等に基づく厳格な審査を行い、申告内容に誤り等が認められた場合には確実に是正している。輸出物品販売場制度のリファンド方式への円滑な移行に向けて関係省庁と緊密に連携し、必要な取組みを進めていく。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年 9月4日	租税特別措置法関係通達 (法人税編)の一部改正について (法令解釈通達)	国税庁	令和8年度の法人税関係法令の改正に対応し、租税特別措置法関係通達につき所要の整備を図ったもの。特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却または法人税額の特別控除制度の創設に関して、生産等設備の範囲について、その法人が行う生産等活動の用に直接供される減価償却資産で構成されているものがこれに該当することや、取得価額の判定単位について、個々の機械・装置の本体と同時に設置する自動調整装置や原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めて判定を行うことができることの明確化などの規定が新設されている。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/260904/index.htm

金融

米雇用統計とFRB利上げ転換の行方

米労働統計局が9月4日に発表した8月の非農業部門雇用者数は前月比16万2,000人増となり、過去12カ月の月平均を大きく上回った。失業率は4.1%で横ばいだったが、労働参加率は61.6%と前月から0.2ポイント上昇した。雇用増では、飲食業の5万9,000人増と地方政府教育部門の4万2,000人増が主な押し上げ要因となった一方、情報産業は2万3,000人減った。平均時給は前月比0.3%、前年同月比3.1%上昇し37.75ドルとなった。さらに6月、7月の雇用者数は計5万5,000人上方改定された。

連邦公開市場委員会(FOMC)は7月29日、政策金利を3.50〜3.75%に据え置いたが、反対した3人は0.25%ポイントの利上げを求めた。9月3日には米連邦準備制度理事会(FRB)のウォラー理事が、物価の改善が続けば据置きを支持する一方、改善が途切れれば利上げを検討する考えを示した。

ただ、利上げの可能性を意識する市場の見方は、雇用の持ち直しだけによるものではない。雇用が底堅ければ、FRBは景気悪化を過度に懸念せず、物価を重視する余地を広げる。しかし、雇用増は一部業種に偏り、16万2,000人という単月の数字だけで拡大の持続性を判断するのは早い。むしろ、物価が2%目標を上回るなか、FRBが雇用最大化と物価安定という2つの責務をどう評価するかが焦点となる。

昨年12月に0.25%ポイントの利下げを実施しているため、次の利上げは追加利上げではなく政策転換である。一時的な物価上振れだけを根拠に利上げへ転じれば、企業の借入コストを高め、設備投資を通じて景気を必要以上に抑える可能性がある。一方で、利上げを見送れば物価安定への対応が遅れかねない。次回会合では、雇用と物価の材料を市場がどう受け止めるかとともに、FRBが政策判断をめぐって市場と行う対話が一層重要になるといえるだろう。

証券

日米の金融政策と円相場の変動

ベッセント米財務長官は米金利、ドル相場の水準にマイナスの影響を与える日本のリフレ政策を止め、積極財政、金融緩和を修正するよう迫った。それを受けて、円・ドル相場は一気に円高へシフトした。海外市場への依存度の高い自動車、電機業界などの株価は、下落幅を広げた。企業収益はAI、半導体関連産業の業況よりも為替相場の変動に影響されてしまうのが日本産業の実態なのである。

円相場は7月末の日米協調介入によって、いったん1ドル＝156円まで円高転換したとみえたが、やがて8月末には介入前の160円に戻っており、介入効果はなかったのではないかとこの見方が強まっていた、しかしベッセント財務長官の発言を受け、為替相場は円高へ舵を切った。今回の円高はこれまでの為替介入によって瞬間的に実現した円高とは違って、日銀の政策金利引上げによって担保された。日銀はさらに利上げのピッチを早めるべきだという声も上がっている。

為替相場の変動は株価に大きな影響を与えてきた。輸出、海外生産のウエートの高い企業は、円高によって打撃を被り、円安によって棚ぼた的な利益を享受した。このため、最近の円安によって輸入品物価が高騰し、消費者の不満が高まって、輸出企業、海外進出企業はもとより、政府自身さえ円安を歓迎しているフシがあった。

では、今後、円高はどう影響してくるだろうか。まず、円高がどこまで進むかが大きなポイントである。そして、そのカギは米連邦準備制度理事会(FRB)が握っている。もしFRBがインフレ抑制のために、今後、大統領の意向に反しても利上げに踏み切るようだと、円高はさほど進まず、140円台にとどまる。逆に、利上げ見送り、さらには利下げへ、といったことになれば、円高は130円台といった大幅なものになるだろう。

円高が140円台に収まる程度であれば、企業収益への影響はさほど大きくはならず、株価への影響も限定的と考える。